

第 52 期（令和 2 年度）熊本地方最低賃金審議会

第 52 期第 8 回 本審 議事録

1 日 時 令和 2 年 7 月 10 日（金） 14 時 00 分～15 時 07 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 B 棟 2 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、高峰委員、
本田委員、山田委員

（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、加島委員、近藤委員、
原委員、渡邊委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、中野賃金室
長、嘉悦賃金指導官、秋吉専門監督官、辛川給付調査官

4 議 題

（1）熊本地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について

（2）熊本県（地域別）最低賃金改正諮問について

（3）熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示について

（4）関係者からの意見聴取の公示について

（5）最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の議決について

（6）特定最低賃金改正の申出について

（7）特定最低賃金改正決定の必要性有無の諮問について

（8）熊本県の経済情勢等について（九州財務局より説明）

（9）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、第 52 期令和 2 年度第 8 回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

なお、本日の審議会は取材のため、報道機関の方がお見えでござ

ございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

本日の委員のご出席は15人でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項(委員の3分の2以上または労働者委員、使用者委員及び公益委員の各3分の1以上の出席)の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、会議の公開の公示をいたしておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

本日の審議会は会長及び会長代理が選出されるまでの間は、事務局の方で議事を進めさせていただきます。

まず、1番目の議題の会長及び会長代理の選出でございますが、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定によりまして、公益委員のうちから公労使委員の皆様で選出していただくことになっております。

当審議会におきましては、従来から公益委員による互選を行い、この本審でご承認いただいていたまいりましたが、今回もそのようにしてよろしいでしょうか。

全委員 はい。

賃金指導官 それでは、そのようにさせていただきます。

5月18日の公益委員会議におきましてご協議いただきましたので、その結果をご報告申し上げます。

会長を高峰委員に、会長代理を倉田委員にお願いしたいとのことでしたけれども、労側、使側の各委員の皆様、よろしいでしょうか。

労側、使側委員 はい。

賃金指導官 それでは、会長に高峰委員が、会長代理に倉田委員が選出されました。

高峰会長に今後の議事進行をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、会長になりました高峰です。よろしくお願いいたし

ます。

皆さんもご存じのように、今年は新型コロナウイルス感染症の影響があります。今まで経験したこともないような事態に私たちは直面をしております。それから、1週間ほど前から、熊本はこれも例のないような水害に見舞われました。以前、6・26水害で大きな被害も出ておりますけれども、今回は県南地域に集中的に被害が出ております。

そういう非常に厳しい状況の中で、この最低賃金の議論を、私たちがどう進めていくということになるかと思えます。

先般、東京の方でも中賃の会議が始まりました。今まで3%前後での引上げが、安倍首相の強いリーダーシップの下で行われてきましたけれども、今年はちょっとトーンも違ったかなという気がしております。その中で、熊本の議論を進めていきたいと思えますけれども、これは私の持論ですけれども、この熊本の賃金を決める場が、結局、労使、それと公益という形でここしかない、これは非常にそういう意味では貴重な場だろうと思っております。

そういう意味では、これまでも広い視野に立って、労働者側、使用者側、議論をしていただきました。今年はもう一段高いところから真摯(しんし)な議論が必要になってくるんじゃないかなという気がしております。

それと、これも皆さんご存じのように、この最低賃金よりも高い金額でそれぞれ雇用が行われているという現実があり、一方でいまや熊本も外国人労働者がいないと、農業一つとっても立ち行かなくなっているような現実があって、その方たちの賃金が、この最低賃金が非常に大きな参考になってくる。本来、最低賃金が持っている役割もちょっと変わってきているようなところがあります。

そういうことも私たちの頭の中に入れながら、熊本の賃金をどうするか。特に福岡があって、若者が熊本にどうやって残っていくか。そのことも含めながら、皆さんと一緒に議論をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、熊本地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項に基づきまして、本日の議事録署名人を指名いたしたいと思えます。労側は山本委員に、使側は加島委員に、それぞれお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

山本委員、加島委員 はい。

会長 よろしくお願いいたします。

続きまして、今日の2番目の議題、改正決定についての諮問でございますが、本日は、熊本労働局長から当審議会に対しまして、熊本県最低賃金の改正決定の諮問が行われることになっております。それでは労働局長お願いいたします。

労働局長 それでは、熊本の最低賃金の改正決定に関する諮問についてお願いいたいと思います。

会長 ただ今、諮問文を頂戴いたしました。委員の皆様のお手元に諮問文の写しはございますが、議事録に内容を残すために、事務局に諮問文の朗読をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいします。

賃金指導官 それでは、朗読させていただきます。

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰 武 殿

熊本労働局長 木下 正人

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金(昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただ今の諮問文につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

特になければ、労働局長にごあいさつをお願いいたしたいと思います。

労働局長 ただ今、熊本県の最低賃金の改定について諮問させていただいたところでございます。冒頭、会長からお話がありました通り、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、県内事業場の事業運営に大変な影響を与えているところでございます。また、それに加えて令和2年7月豪雨というふうに命名された大雨が先週

末から続いているところがございます、県南だけでなく、今日も県北の方にも大雨警報が出ているところがございます。

そういったところも、熊本県内の事業場に対する事業運営に関して大きな影響を与えているのではないかなと思っておりますけれども、今年はコロナウイルスに加えて大雨被害ということで、熊本県におきましてはこれまで経験したことがない要素を考えながら、最低賃金の決定をしていただくということになります。

短い期間ではございますけれども、先ほど会長からございましたように、高い視点に立っていただいて、おそらくは改定額が発効される10月頃にどういう状況になっているかというところも思いをはせながら、熊本県にとってどういう最低賃金額がふさわしいかというところについて、真摯な議論をし、適切な改正をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

賃金指導官 申し訳ございませんが、ここでマスコミの方にはご退出をお願いいたします。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、諮問文につきましてはご確認いただいたということで、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、熊本県最低賃金専門部会を設置し、審議をお願いすることにいたします。

続きまして、熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 説明させていただきます。

まず、熊本県最低賃金専門部会委員の任命でございます。最低賃金審議会令第6条第4項及び同項で準用いたしております同令第3条に規定されております。労働者を代表する委員または使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者(関係者の団体を含む)に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないとされております。

本日の本審終了後から7月20日月曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに、熊本県最低賃

金専門部会委員候補者の推薦に関する公示を行います。この推薦を受けまして、7月22日水曜日開催の第1回地域別専門部会で任命予定といたしておりますので、関係労使の方は速やかな推薦手続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、関係者からの意見聴取でございますが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に規定されております。最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。都道府県労働局長は最低賃金の改正決定について、地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく最低賃金審議会が当該事案について、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこと。意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべきことを公示するものとするとしてされております。

この規程に基づきまして、本日の本審終了後から7月20日月曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに、関係者からの意見聴取に関する公示を行います。意見提出予定の方には、期限の厳守につきましてご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

会長

ただ今の説明につきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、労使の皆さん、期間が短いですがけれども、この日程でよろしく願いたいと思います。

それでは、次の議題に入ります。最低賃金審議会令第6条第5項で、審議会はあらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されております。そこで従来通り、熊本県最低賃金専門部会が全会一致で議決した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、熊本県最低賃金専門部会の決議をもって当審議会の決議とするとしてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

全委員

はい。

会長

専門部会が全会一致で議決した場合は、本審での審議はいらないということになりますので、よろしくお願いいたします。。

それでは専門部会が全会一致で決議した場合は審議会令第6条第5項を適用することといたします。

次の議題に移ります。次の議題は、特定最低賃金改正の申出についてですけれども、本年度も熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、それから熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、それから3つ目が熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金、以上の3件につきまして、労働協約ケースによる申出書が出されておりますので、申出の状況について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

賃金室長

それでは、熊本県特定最賃の改正申出の状況についてご説明いたします。

本年2月21日付で労働局長に対して意向表明がなされておりました。熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金及び熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、本年6月26日にその申出がございました。

労働協約ケースの申出要件は、基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが適用を受ける労働協約で、その労働組合または使用者の全部の合意による申出であることとなっております。

今回の申出につきまして、この要件を確認しますと、電気機械につきましては41.36%、輸送機械につきましては68.22%、百貨店等につきましては41.41%となっております、3産業につきまして3分の1を上回っております。

なお、詳細につきましては、8月5日開催予定の運営小委員会で説明予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長

ただ今の説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。いずれにしても、全部要件をクリアしているということだったと思います。

それでは、申出状況につきましてご確認いただいたということで次の議題に進めたいと思います。

次は、運営小委員会の設置決議でございます。本年2月21日

付で労働局長に対し、特定最低賃金の改正に係る意向表明がなされ、6月26日に申出書が提出されております。本年度も従来通り、運営小委員会を設置して、特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議をお願いいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

全委員 はい。

会長 はい。それでは従来通りということで、よろしく願いいたします。

次に、第52期運営小委員会の労側委員及び使側委員の選出に移りたいと思います。公益委員については5名全員、労側、使側の委員については3名ずつとなっております。労側、使側それぞれ委員はどなたでしょうか。確認をさせていただきたいと思っております。

労側の委員は、いかがでございますか。

労側委員 労側は児玉委員、それに猿渡委員、私、山本、3名でまいりたいと思います。

会長 労側の方は児玉委員、猿渡委員、山本委員ですね。
それでは、使側委員に確認したいと思います。いかがでしょうか。

使側委員 使側は渡邊委員、原委員、そして私、加島でございます。よろしく申し上げます。

会長 それぞれ労使3名ずつ出していただきました。私の方で確認いたしたいと思います。労側委員が児玉委員、猿渡委員、山本委員。それから使側委員が加島委員、原委員、渡邊委員。以上でよろしいでしょうか。

全委員 はい。

会長 それでは、選出された委員の皆様、よろしく願いいたします。
次の議題に入ります。3件の特定最低賃金の改正決定の必要

性の有無の諮問でございます。特定最低賃金は、地域別最低賃金と異なり、改正決定の諮問の前に改正決定の必要性の有無の諮問が行われることになっております。それでは、局長よろしくお願いたします。

労働局長 それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきたいと思ます。

会長 ただ今、諮問文を頂戴いたしました。委員の皆様のお手元に諮問文の写しがございますが、議事録に内容を記録するために事務局に朗読をお願いいたしたいと思ます。

賃金指導官 それでは、朗読させていただきます。
熊本地方最低賃金審議会会長 高峰 武 殿
熊本労働局長 木下 正人
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金ほか2件の改正決定の必要性の有無について（諮問）
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の産業別最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について貴会の意見を求める。

記

1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号

申出年月日 令和2年6月26日

申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
熊本地方協議会議長 中谷真弥

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号

申出年月日 令和2年6月26日

申出代表者 自動車総連熊本地方協議会議長 松村勲

3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金

平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号

申出年月日 令和2年6月26日

申出代表者 U A ゼンセン熊本県支部支部長 梶田秀治

以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、諮問文についてはご確認いただいたということで、今年度も従来通り、運営小委員会において、特定最低賃金改正決定の必要性の審議をお願いしたいと思えます。

それでは、必要性審議についての今後の審議日程を事務局から説明をお願いします。

賃金室長 今後、8月5日水曜日に第1回運営小委員会を開催してご審議いただくこととなります。それから、同日開催予定の第10回本審で審議結果をご報告いただき、その場で局長へ答申いただく流れになっておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

会長 ありがとうございます。8月5日、第1回運営小委員会で審議するということでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

会長 引き続きまして、九州財務局の経済調査課長がお見えですので、次の議題に進めさせていただきたいと思えます。

本日は、熊本県内の経済情勢等につきまして、九州財政局の経済調査課長にご説明いただくことになっております。資料につきましては、別添として最後に添付されております。よろしくお願いたします。

経済調査課長 よろしくお願いたします。熊本県内の足下の経済状況については、8月6日に開催される全国財務局長会議の場で報告することになっておりまして、本日は4月27日に報告した県内経済情勢についてご説明させていただきます。

経済調査課長 経済情勢の判断に用いられる統計指標では、概ね2月の状況

までしか確認できず、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月以降、足下で急速に下押しされており、厳しい状況にあると認識しております。その影響については、企業ヒアリングによって得られた生の声を活用して判断しております。

各項目の判断については、主要3項目の「個人消費」「生産活動」「雇用情勢」、全て下方修正しております。また、「設備投資」「企業収益」「住宅建設」については、前回判断を据え置いております。

それでは、各項目についてご説明させていただきます。財務省では、経済情勢の判断する上で、特に「個人消費」「生産活動」「雇用情勢」の3項目に重点を置き、その他の項目も含めて総合的に判断をしております。本日は、主要な3項目に絞って説明させていただきます。こちらの参考資料も併せてご覧ください。

個人消費は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている」として、平成28年7月判断以来、15期ぶりに下方修正しております。項目ごとで見ますと、熊本県内経済情勢報告の2ページと参考資料の1ページになります。百貨店・スーパー販売及びコンビニエンスストア販売は、暖冬の影響から冬物衣料の最終処分の動きも悪く衣料品が低調であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等による自宅での調理機会の増加もあり、食料品の需要が好調であったことなどから前年並みとなっております。

続きまして、参考資料を1枚おめくりください。ドラッグストア販売は、マスク、ウイルス対策商品を中心に好調に推移している。ホームセンター販売は、園芸用品やマスク、ウイルス対策商品を中心に堅調に推移している。家電大型専門店販売は、買い替え需要などからテレビやパソコンを中心に回復傾向にある。

1枚おめくりください。乗用車の新車登録・届出台数は、駆け込み需要の反動や震災需要による需要の先食いなどから前年を下回っている。宿泊者数は、一部の地域においては熊本地震の影響が残っており、いまだに地震以前の状況に戻っていないことや、1月24日からの1週間ですが、春節時期ぐらいから中国人観光客を中心にキャンセルが相次いだことなどから前年を下回っている。

以上が、公表されている統計指標に基づく個人消費の状況ですが、統計指標では確認できない新型コロナウイルス感

感染症の影響が大きく、足下で急速に下押しされた状況にあると認識しております。

足下の状況について、企業ヒアリングにより得られた声としては、百貨店・スーパーからは「3月は感染症の影響による外出自粛から入店客数、売上ともに大きく減少している」「熊本県内で初の感染者が出た2月21日以降は、それまでと一変し入店客数が大きく減少したことで売上も急激に減少」。コンビニエンスストアからは「感染症の影響によるイベント中止や行楽地への外出自粛などにより、来店客数が激減したことで大幅な売上減となりそうである」。家電大型専門店からは「感染症の影響により来店客数が減少し、新生活商戦は盛り上がり欠けている」。観光の業界団体からは「入国規制により、訪日客の中心である東アジア4カ国・地域からの観光客はほぼゼロの状態」との声が聞かれました。

以上を総合的に勘案して、「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている」に判断を下方修正しました。

続きまして、生産活動は「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている」として、31年4月判断以来4期ぶりに下方修正しました。

参考資料4ページになります。鉱工業生産数は引き続き全国を上回っているものの、このところ低下しております。業種別で見ますと、県内で最もウエイトの高い食料品等は、RTD(Ready To Drink)いわゆる缶チューハイなどの部門が引き続き好調であることから、飲料等が堅調である。汎用・生産用機械は、海外向けシリコンウエハー搬送装置の受注が低調であることから、半導体関連生産装置の一部に弱い動きがみられる。電子部品・デバイス、主力のスマートフォン向け部品が、年度末に向けた在庫調整により受注が減少したことから、スマートフォン向け部品の受注が減少している。化学は、前期にヒト用ワクチン類の生産が増加した反動から医薬品が低調である。輸送機械は、中国での自動車需要が低迷していたことから自動車部品が低調である。

以上が、公表されている統計指標に基づく生産活動の状況であります。統計指標では確認できない新型コロナウイルス感染症の影響もあり、足下で下押しされた状況にあると認識しております。

足下の状況について、企業ヒアリングにより得られた声としては、汎用・生産用機械製造業からは「5Gへの投資の本格化や車載デバイスなどの需要増により、生産装置の需要回復を期待していたが、感染症の影響により先行きに不透明化がみられる」。情報通信機械器具製造業からは「感染症の影響を受け、閉鎖した中国国内の工場は再開したものの、低稼働の状況にある」。輸送用機械器具製造業からは「感染症の影響による自動車需要の低迷により、自動車メーカーからの受注が減少している」との声が聞かれました。

以上を総合的に勘案して、「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている」に判断を下方修正しました。

続きまして、雇用情勢は「改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる」として、25年1月判断以来29期ぶりに下方修正しました。

参考資料5ページになります。有効求人倍率は、高水準で推移してきたものの、このところ低下しております。新規求人数は、職業紹介・労働者派遣業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業を中心に、幅広い業種で前年を下回っております。

以上が公表されている統計指標に基づく雇用情勢であります。統計指標では確認できない新型コロナウイルス感染症の影響もあり、足下の状況について企業ヒアリングにより得られた声としては、金属製品製造業からは「感染症の影響により勤務体制を見直し、雇用調整助成金を活用する予定」、公的機関からは「2月下旬以降、事業所から雇用維持を前提とした雇用調整助成金に関する相談が増えている」、宿泊・飲食サービス業からは「感染症の影響により客室の稼働率が低下しているため、従業員の勤務時間を短縮するなど、調整を行って雇用を維持している」との声が聞かれました。

以上を総合的に勘案して、「改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる」に判断を下方修正しました。

以上により、熊本県内の総括判断は「新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており厳しい状況にある」として28年7月判断以来、15期ぶりに下方修正しております。

なお、先行きについては、「新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続く見込みであり、さらなる下振れリスク

にも十分注意する必要がある」としました。私からは以上です。

会長 ありがとうございます。ただ今の経済調査課長のご説明につきましてご質問等はありませんでしょうか。

なかなか厳しい数字で難しいと思うんですが、今後、特に今年の秋以降どうなるのかというのは、まだ見通せないと思いますけれども、今の時点で財務局としては、どんな見通しを持っておられますか。

経済調査課長 予断を持ってお答えすることはできないということではありますが、冒頭に説明しましたが、足下の経済情勢に関しては、8月4日に公表する予定になっておりまして、そこに関してはまだ何とも言えないという状況なんです。対外的に説明はできないんですが、ただ、消費関連の指標等を今見ますと、5月までの資料が大体出そろっておりまして、そこは4月か5月に底を打ったような動きも少しずつ見えてきているということもあって、段階的にこの経済活動を引き上げていくなかで、少しずつ持ち直していくということが期待されているということまでしか、まだ言えないのかなと思っております。

さらに、コロナから少しずつ持ち直しかけたところに、この豪雨の被害がまた発生したということで、先を見通しづらい状況にはなっているかなとは思っております、そこも懸念されると思います。

会長 ありがとうございます。ほかにご質問はございませんか。

労側委員 いいですか。

会長 どうぞ。

労側委員 かなり難しい判断になると思うんですけど、コロナの影響が出始める前までの中で、消費税増税の影響、今回、食品は8%据え置きだったりして、併用型になっていましたけど、その辺の影響というのは、年明け辺りは結構あったのかなというのが、どういうふうに捉えられているか教えてください。

経済調査課長 消費税率引き上げの影響に関しては、確かに駆け込み需要が前回の増税時よりも小さかったんですね。その駆け込みの動きが小さかったんで、おそらく反動も同じように小さいだろうと皆さん大体思っていたんですが、ふたを開けてみると、実はそれよりは少し影響が大きかった。ただ、前回の税率引き上げ時ほどの大きさではないという見方がほとんどを占めておりました。

自動車がちょっと長く、年末ぐらいまで悪い状況でしたが、それ以外の指標は大分戻ってきている。特に家電販売、ここは前回、地デジ対応の話とか、WindowsのOSの入れ替えとか、そういったもので買い替え需要が大きく発生しまして、かなり寄与して戻ってきているという状況でございます。

会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

使側委員 九州各県との比較とか、あるいは熊本ならではの特徴とか、そういうのは何かありますか。

経済調査課長 各県とかほかの地域、例えば関東とか北海道とか、元々それぞれの地域で柱も違いますので、これまでの動きも違いますし、その断片だけ切り分けて各地域でどのくらい差があるのかというのは、正直、私どもは比較しておりません。

ただ、今回のコロナの影響なんかについても、13都府県を有しているような財務局管内、例えば関東とか近畿とか、北海道とか、コロナの影響の度合いは大きかったとみております。

使側委員 東日本は別として、阪神と中越沖地震が起きて、だいたい3年ぐらいで元に戻っていくというパターンがあっていたように思えます。熊本も熊本地震から3年たって、今4年になっておりますけれども、昨年末の時点で、地震での景気刺激と復興刺激というのは終わっていたという判断はなさってらっしゃるんでしょうか。

経済調査課長 必ずしも全てが終わっていたとはまだ見ておりません。ただ、仮設住宅の方々もだいぶ減っておりますし、まだ阿蘇地方の、例えば橋なんか来年度復旧見込みですがまだ、観光面でも阿蘇は

戻りきっていないという状況でございますので、私ども、完全に地震前の状況に戻っているという認識はまだしておりません。

ただ、復興需要というのは、だいぶ落ち着いてきているというような声はどこからも言われておりますので、そこに関しては、ほぼほぼ戻りつつあるな、ただ観光はまだ影響を受けているというふうには認識をしております。

復興需要はだいぶ落ち着いてきたと思っておりますが、観光でのお客のニーズとか、そういったものはまだ完全に元には戻っていないとは思っております。しかも今、コロナの状態です。県をまたぐ移動は、まだ積極的に皆さんされていない。また東京も今日、二百四十何人とか新規感染者が出ておりますので、この状況を見通せませんので、観光面に関してはまだちょっと厳しいのかなとみております。

使側委員

阪神とか中越のところ、3年ぐらいで、こうなっていたのが、熊本は、例えば去年はハンドボールとかラグビーとか、それからサクラマチとかがあった部分で少し落ちるペースをどうにか柔らかくしたと判断してよろしいでしょうか。

経済調査課長

確かに、ハンドボールとかラグビーとかサクラマチが開業したというプラスの面もありますが、逆に言うと、韓国と日本の日韓貿易問題、去年の7月に発生しまして、九州管内で韓国人観光客が結構、大分、熊本にも来ておりましたが、その影響でかなり観光の面では打撃を受けていると。プラスマイナスの面がございますので、単純には比較はできないのかなと思っております。

会長

ありがとうございました。ほかにご質問ありませんか。

私の方から。労働局の管轄の雇用調整助成金等ですがこれは今のマスコミ的に言うと目詰まりとかいろいろ指摘があったと思うんですけども、どんな実態になっておりますか。もし、今の時点でご説明ができればお願いしたいと思います。

労働局長

雇用調整助成金に関しましては、現在、熊本県5,000件ぐらい申請が来ていまして、交付決定数70%ぐらいです。全国平均が68%ぐらいなので、それは少し上回った状況になってい

るところですし、2次補正が出てきたときに、2週間以内に支給するという流れが来ていますので、2週間以内の申出については、ほぼ100%に近い形での交付決定が出されているというところでございます。

大雨の関係でさらに労働局としては、雇用を維持していただくことというのは最優先でありますので、そのツールとして雇用調整助成金というものを活用していただきたいということを県内に向かってアウトプットしていきたいなと思っております。

会長 ありがとうございます。ほかに質問、あるいは補足的なご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、九州財務局の経済調査課長には、お忙しい中、貴重な時間を割いていただきありがとうございました。後日でも、ただ今の説明とか資料等で質問があれば、九州財務局に事務局経由で照会をいたしますので、遠慮なく問い合わせをしてください。

では、どうもありがとうございました。

全員 ありがとうございます。

会長 それでは次の議題に進めさせていただきます。その他になっておりますけれども、事務局から本日の配布資料の説明等を願いたいします。

賃金室長 それでは、配布資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。こちらは、令和2年の審議会委員名簿でございます。高峰会長の現職を、熊本日日新聞社論説顧問から熊本学園大学特命教授と変更させていただきました。

資料2につきましては、審議会日程の案でございます。これは後ほど説明させていただきます。

資料3につきましては、特定最低賃金の熊本県下の適用事業場数及び適用労働者数を示してあります。

資料4でございます。熊本県の金融経済概観でございます。熊本県の金融経済の動向に関する調査分析の結果が毎月公表されております。直近の7月1日の1の概況でございますけれども、熊本県内の景気はコロナの影響により厳しい状況、先行きにつ

いても当面厳しい状況が続くとみられる。最終需要面をみると、個人消費は全体として弱い動き、観光は極めて厳しい状況、住宅投資は弱い動き、公共投資は横ばい圏内で推移、設備投資は弱めの動き、生産面は弱い動きとなっているというところでございます。

県内企業の直近の概況を6月短観で確認しますと、全産業ベースでは「悪い」超幅が拡大、雇用所得面は弱めの動きとなっている。この間の消費者物価指数は-0.6%と2カ月連続で下落したとございます。

続きまして、資料5でございます。県内企業短期経済観測調査結果でございます。日銀熊本支店では、県内の約150社、今回は144社の企業を対象に四半期ごと、3月、6月、9月、12月に企業に対し、景況感などについてアンケート調査した結果を取りまとめたものでございます。2ページ目、黒三角のマイナスが認められるところでございます。

続きまして資料6、こちらは先月テレビ会議で開催されました全国賃金課室長会議における資料でございます。目次をご覧ください。最低賃金制度とは何か、地域別最低賃金と目安額との関係の推移、特定最低賃金の全国分の詳細内容、周知広報におけます全国の掲載実績、業務改善助成金の件数一覧表等でございます。51ページから、全国の業務改善助成金の月別件数一覧表がございます。52ページが業務改善助成金の令和2年の件数になっております。47ページに、令和2年6月3日第8回全世代型社会保障会議(概要)といった部分がありますけれども、そこに安倍総理のご発言といった形で記載がございます。ご参考までに添付しておきました。

資料7でございます。こちらは、「低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」、熊本県弁護士会でございます。まとめさせていただきますと、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。今般の緊急事態下において、小売店の店員、運送配達員、福祉介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライ

ラインを維持していくためにも、最低賃金の引上げは必要である。政府は、早急に全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討を開始すべきである。以上より、今回は中央最低賃金審議会に対しては、地域格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申するよう求めるとともに、熊本地方最低賃金審議会に対しては、労働者の健康で文化的な生活を確保し、これにより地域経済の健全な発展を促すためにも、最低賃金を大幅に引上げる答申を行うよう求める。2020年(令和2年)6月30日、熊本県弁護士会会長、鹿瀬島正剛とございます。

次が資料8でございます。こちらは先月、6月26日に開催されました中央最低賃金審議会の第1回目安小委員会の時に活用されました統計資料でございます。インターネットの方でも公開されております。こちらを1枚めくっていただきますと、資料タイトルといった形で、全国統計資料編、都道府県統計資料編、

業務統計資料編とございます。全国統計資料編は、1から11の項目に分かれております。未満率、影響率、DIといったよく使用する文言も見受けられます。未満率、影響率につきましてはこちらをめくっていただきますと、16ページに解説がございます。

未満率とは、最低賃金額を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者割合であり、影響率とは、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合であると記載されております。続きまして、26ページでございます。26ページにはDIについて解説がございまして、DIとはDiffusion Indexの略で、増加・好転したなどとする企業の割合から減少・悪化したなどとする企業の割合を引いた値であると、こちらに書いてございます。

続きまして、都道府県統計資料編がでございます。こちらはA、B、C、Dランクごとに1から6の項目に分かれて記載されております。熊本県の位置関係がどこにあるかというのが分かりやすく見られると思います。

業務統計資料編でございます。こちらが2項目に分かれております。この中で加重平均といった言葉が出てきますけれども、加重平均は各データに重み付けをして計算する平均値でございます。A県の最賃が770円、分かりやすく人数を20人とします、B県の最賃が950円、人数が30人としますと、単純

平均はA県770円プラス950円割る2としまして810円となりますけれども、加重平均になりますと、20人掛けるの770円プラスの30人掛ける950円、割るの20人プラス30人の878円となり重み付けをするといったやり方になっております。

42ページは、各県ごとの効力発生年月日の推移になっております。今年度は、例年専門部会でお示しいたします資料を早めに配布させていただきました。

続きまして、お手元にパンフレットがございますでしょうか。労働関係助成金のパンフレットと、内閣官房の方から出ておりますリーフレット。最後に、熊本県中小企業支援者向け支援策ガイドブックがございます。

県庁に、支援金について確認しましたところ、「ホームページにありますこのガイドブックに詳細は書いてあります」ということでしたが、かなりのボリュームになりますので目次だけお示しさせていただくことになりました。申請件数の照会をいたしましたけれども、現在、申請のあった分は「鋭意処理しており、件数の把握には時間を要する状況です」ということでした。以上でございます。

会長 ただ今の説明について何かご質問はございませんでしょうか。
すみません、私の方から1点。令和元年業務改善助成金の51ページですか、都道府県別の件数があるんですけれども、各県でばらつきがあるのは何か理由はありますか。

賃金室長 雇用環境・均等室の働きかけの程度の差がひとつ考えられます。

会長 熊本労働局は、積極的にそういう企業に対してボールを投げていると考えたらいいんですか。

賃金室長 はい。熊本は積極的に取組んでおり、件数も多いと聞いております。

会長 分かりました。ほかにございませんでしょうか。よろしいですかね。それでは、今後の審議日程について、事務局からご説明を

お願いしたいと思います。

賃金室長

審議日程について説明させていただきます。資料2に、熊本地方最低賃金審議日程をつけさせていただきます。

7月22日、次回は14時から第1回地域別最低賃金専門部会を合同庁舎B棟2階中会議室で開催いたします。部会長と部会長代理の選出、賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査の結果報告、労使代表の基本的見解の表明等を予定しております。

7月27日月曜日14時から、第9回本審を行いたいと思います。同日、14時半から第2回地域別専門部会を開催する予定でございます。場所は、合同庁舎B棟2階中会議室で、金額審議等を予定しております。

地域別専門部会の審議日程につきましてですが、例年の通り目安伝達が7月27日ですと7月30日に3回目、8月4日に4回目を開催して、8月5日の5回目を9時半から開催して、運営小委員会を13時半から、第10回本審を14時から開催するといった形で、10月1日発効を目指す場合ということでございます。

あとは、こちらのA棟10階がいろんな会議室が諸般の事情で使えませんが、今年度はこのB棟を使用したいと考えております。なにぶん日程がちょっと詰まってはいきますけれども、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。今の日程についてご質問はございませんか。

実質的に、私どもが議論ができるのが4回ですね。今の日程では、そのように考えておけばいいですかね。

賃金室長

そうでございます。

会長

分かりました。

ほかに、今の日程についてご質問はございませんか。確認も含めて、よろしいですかね。

それでは、最後に実地視察について、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

賃金室長

実地視察についてご報告いたします。こちらで選定いたしました企業に連絡を取りました。しかし、工場内の外部の方の立ち入りはグループ全体でお断りしている、休憩時間さえ密を防ぐため2班に分かれている現状である、外部の方が見えられて何かあったときの責任は持てないといった状況であるとして引き受けていただけませんでした。

他局にも確認したんですけど、九州各局及び島根は、実施しないということも確定しておりますし、ほかの数局にも確認しましたけれども、やはり実施していないということでございました。

また、東京での新型コロナ感染拡大の現状をみましても、なかなか企業の受け入れが困難な状況だろうと思われまますので、今年度は実地視察中止せざるを得ないと考えております。よろしくお願いいいたします。

会長

ありがとうございました。現地視察というのは、生の現場を知る上ではとても大事なことかなと思っておりましたけれども、事情が事情なので難しいということです。今年は、実地視察、現場の視察は見送るということで、皆さんよろしいでしょうか。

全委員

はい。

会長

では、見送りたいと思います。

それでは、大体、議題が終わりまして、本日の議事録及び資料の公開の有無ですけども、これは公開ということでよろしいですか。

それでは、公開したいと思います。

以上で本日の審議を終了したいと思います。お忙しい中、ご協力ありがとうございます。

今年はなかなか厳しい議論をしていかざるを得ないかなと思っておりますので、お互いリスペクトをしながら、忌憚のない意見を出し合いたいと思います。よろしくお願いいいたします。

全委員

ありがとうございました。